裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事録

日 時 平成26年6月25日午後2時00分~4時00分

場 所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室

参加者等

裁判員経験者1番 女性 60代(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 女性 60代(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 男性 40代(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 男性 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 女性 20代(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 女性 30代(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 女性 60代(以下「7番」と略記)

司会者 北 村 和 (水戸地方裁判所刑事部部総括判事)

裁判官 佐 藤 弘 規(水戸地方裁判所刑事部判事)

検察官 岡 村 佳 明(水戸地方検察庁検事)

弁護士 上 澤 一 朗 (茨城県弁護士会所属)

各裁判員経験者担当事件

1,2番 住居侵入,窃盗,強姦致傷,強姦,強姦未遂事件 (事案内容)

女性宅に侵入して金銭などを盗んだ窃盗事件や女性宅に侵入 して強姦して怪我を負わせた事件など合計6件の事件。

3,4番 強制わいせつ致傷事件

(事案内容)

会社の同僚とともに、客として訪れていたスナックで、経営者の女性に対し、無理矢理わいせつな行為をして怪我をさせた強制わいせつ致傷事件。

5,6番 住居侵入,窃盗,強姦致傷,軽犯罪法違反,強要未遂事件 (事案内容)

> 女性用下着を盗んだ下着泥棒の窃盗事件や女性を強姦して怪 我を負わせた強姦致傷事件など合計7件の事件。

7番 強盗致傷,住居侵入,窃盗事件

(事案内容)

被害者宅から盗んだキャッシュカードを使って金銭を引き出した窃盗事件と同じ被害者から金銭を奪おうとして暴行を加えて怪我を負わせた強盗致傷事件。

議事要旨

司会者

それでは、時間になりましたので、裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めたいと思います。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、司会をさせていただきます水戸地裁の北村と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、あらかじめご案内していますとおり、予定としては4時までの2時間という枠で予定しております。最初の1時間半ほど皆様のご意見を伺っていくという形をとらせていただいて、残り30分ほど、記者の皆さんからの質問を受けていただくという形で進めさせていただきます。

本日は、裁判員裁判における審理が皆さんにとってわかりやすいものになっているかどうか、よりわかりやすいものにするためには、どういう改善が必要かという点を中心に、皆様方の経験に基づいて感じたことをお話しいただければと思っております。

まず冒頭に、この会の趣旨などについて説明させていただきます。

水戸地裁では、裁判員制度が始まってから、件数でいうと139件の裁判 員裁判が行われました。制度が始まって5年が経ちまして、制度自体の見直 しの議論というのも盛んになっているところです。こういう時期に皆様方の 率直なご意見、ご感想をお伺いすることが、今後の改善を検討していく上で より重要であろうというふうに考えております。

裁判員を皆さん方は経験されたんですけれども、経験されてない方、これから呼ばれるかもしれないような県民の皆様からすると、一体どういう制度なんだろうと、果たして自分たちがやっていけるんだろうかというふうな心配をされる方が少なくないかと思いますので、そういう県民の皆様に対して、本日お集まりいただいた皆様の率直な感想と、生の声としてのメッセージをお伝えしていただくことが、これから参加する方の心の負担を軽くするということになるんじゃないかと考えていますので、そういう趣旨でもこういう機会を設けさせていただきました。

最初に簡単ですが自己紹介をお願いいたします。順番ですが、裁判員経験者の方7名で、検察官、弁護士、裁判官という順序でお願いしたいんですが、 名前をお呼びしません。1番さん、2番さんという形でお呼びさせていただきます。

事件の内容等はお手元に紙がありますが、本日お伺いしようとしているのは、法廷での審理、法廷の中で審理がどうだったかというのと、もう一つは、評議室の中、裁判官と裁判員が話し合う部屋の中での話し合い、それがどうだったかというのと、三つ目がどれくらい負担だったのかと。裁判員裁判をお務めいただくので負担だったかということを、審理、評議、あとは負担について、順次お話をお伺いしようと思っていますので、それも含めても結構ですし、それ以外のことについて、口を滑らかにする趣旨で一通りマイクを回させていただきますので、1番さんからお願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

1番

私自身は、非常に好奇心の強い人間なので、裁判員の依頼が来たとき、お

もしろいという言い方はちょっと不謹慎かもしれないけど、興味あるなと思ったんです。

ただ、お恥ずかしいことに、裁判員の裁判というのは結構凶悪なっていうか、ただの盗みじゃなくて強姦。私の場合は強姦致傷ですか、強姦ばかりなんですけど、窃盗もいっぱいあったんです。凶悪な犯罪ばかりなの、裁判員って。ちょっとこれってきついかもねっていうのと、選挙人名簿に載っていれば誰にでも来る機会がある。忙しくてもお仕事休んで来なきゃなんないというのが、ちょっと私自身としてはね。

やっぱりある程度、希望とかその裁判員の選択ですか、それを考えたらいいんじゃないかなって思ったのと、もう一つは、四日間おかげさんでつつがなくやらせていただいたんですけど、強姦のシーンなんかが何度も何度も何度も証拠調べで出てきたのが、終わってから逆に想像の中で、頭の中で繰り返されちゃって、うち、娘二人なんですけど、娘に来たら、やらせたくないな、断らせたいなっていう気持ちがあったので、その辺も考慮したらどうかなと思いました。以上です。

2 番

私は、一番最初の事件に裁判員やらせていただいたんですね。それで、最初このお手紙いただいたときには、とても裁判員なんて自分自身務まるとは思っていなかったものですからお断りしたんです。そして、2回目にまたそういうような連絡が来たものですから、じゃ、やってみようかなというようなことで、こちらに参加させていただいたんですが。

身近な事件で本当に、この事件の被告の方、お父さんお母さん、その加害者の女の方なんかをこの裁判で見させていただいて、皆さんの気持ちがわかるんですね。私たち、年齢的にも高齢者なほうですから。こういう事件はどのような判決が下って、その裁判の過程なんかはどういうふうに持っていくんだろうというようなことで心配はしてたんですが、でも、裁判長さん、裁

判官の方、皆さん、話をかみ砕いて私たちに説明してくださって、判決に持っていってくれたんですが、やっぱり裁判終わって、私自身こういう経験をさせてもらって、よかったなと今は思っています。まあ、そのくらいでしょうかね。

司会者

何かこうアンテナが広がったような感じがしたと。

2番

そうですね、それは思いました。だから、こういうようなことを経験したものですから、新聞の事件とか、あと、水戸でまた裁判員制度があって、こういうふうに結論出てあれだったんだな、ああ、裁判長さん、こういうふうな判決を下されたんだなと思って、そういうようなものに対しての興味が広がった感じがしますね。興味が出てきました。

今まで私は素人ですから、全然こういうのに興味なかったんですが、こういう経験をさせてもらって、ああ、こういうふう、ああいうようなところで、ああいうようなあれをしたんだなというようなことで、大分あれが広がったような気がいたします。

ですから、皆さんにもぜひそういう機会がありましたら、こういうふうな 裁判員制度に参加していただきたいなと、私自身、現在思っております。

3番

本日は、こういう機会に参加させていただいてありがとうございます。私 も、裁判員の依頼とかあったときに、本当に自分でできるのかなという思い はあったんですけども、1週間、裁判員あと裁判長さん、裁判官の皆様とい ろいろ話をしていく中で、一定の結論というかそういうものが出せて、最終 的に家に帰るときに、本当に達成感というか何かそういうものがありました。 自分にとってはよかったなと、いい経験できたなと思っています。よろしく お願いします。

4番

私も最初、はがきが来たときは、まさか自分には当たらないだろうと思って来たんですけども、運よくというか悪くというか当たっちゃいまして、それで、やってみて、かなりいい経験をしたなと思いますけども、事件が、私やったのは、わいせつ致傷っていう事件だったんですけれども、それが殺人事件に関するようなものとか、あとは子どもですね、幼児の事件だとか、そういう事件だったらどうだったのかなと今考えると思うんですけども、そういう事件でなくてよかったなと今思うんですけども、その事件によっては、断る人もかなりいるんじゃないかなと思うんですね。

だから、そういうところをどういうふうに改善していくかというかね。そういうの、やる人は必ず出てくると思うので、裁判所のほうで配慮のほうを お願いしたいと思いますね。まあ、いい経験できました。

5番

手紙が届いたときは、何だろうみたいなふうに思っていて、実際、その呼び出しも来て、当日選ばれて、興味はあったけど、実際選ばれちゃってどうしようっていう気持ちはあったんですけど、やってみて、自分の考え方がちょっと広がったりとか、あとは司法に対する見方が大分変わりました。自分にとってすごくいい経験になったので、経験できてよかったなと思っております。

6番

引き受ける前は、裁判のイメージって、何か怖いなとか、死体の写真とか、 そんな先入観があったので、手紙をいただいたときには、引き受けるか正直 迷いました。裁判員っていう具体的なことが全然わからなかったのでそう思 ったのだと今は思うんですけれども、義務と思って引き受けて、率直にやっ てよかったと今思っています。想像以上に自分の意見を素直に言い合えて、 裁判員の皆さんと意見を深く話し合うことができたので、それは結果、自分 にとってプラスになっているので、引き受けてよかったと思っています。

7番

本当に手紙をいただいたときに、私がやっていけるのかなというあれが一番心に残ったんですけども、来てみて、一番大変なのは裁判長さん、また検察官の方、弁護士さんと。また、この事件の内容として、自分の子どもみたいなものだったもので、何か母親の気持ちが出ちゃったっていう感じなんですけども。

今は男の方は入っているみたいですけども、女の方は控訴したっていうことをこの間聞いたんですけども、やっぱり早く刑期を終えて、それで社会に出てきたときに、しっかり立ち直ってもらって頑張ってやってほしいと思います。

裁判員っていうのを初めて経験したんですけども、自分としては一番いい 経験だったと思います。それとまた、やってよかったっていうのは自分の今 の気持ちです。

検察官

水戸地方検察庁の検事の岡村と申します。本日の出席していただいている 方の中では、1番の方と2番の方、それから7番の方の事件について、ほか にもう一人別の検察官と一緒にですが、担当させていただきました。

こちらの水戸では、昨年度からこの裁判員裁判を主に担当しておりまして、 こういった会が何度か開かれたものに参加させていただいているんですが、 毎回楽しみにして来ておりまして、非常にいつも勉強になって、皆さんのお 声を直接聞けるということで非常に勉強になるというふうに感じております ので、本日も楽しみにしてまいりました。

それで本日,自己紹介のお話を伺っておりまして,よい経験になったというお声が多かったことについては,私たちとしては非常にありがたいなというふうに思いましたが,一方でやはり,いろいろご負担になったというお話

がございましたので、そういったところについて、この後のお話の中でさら に伺えればなというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願いいたしま す。

弁護士

こんにちは、弁護士の上澤といいます。私は、この1番さんと2番さんの事件を、主任でやりました。裁判員裁判は、実は私も今回が初めてで、結構いろいろ勉強になったなと思うところがありまして、逆に反省材料も結構あるなと、終わって思っているので、直接、裁判員の方の意見が聞ける機会が与えられたということで、今後に生かしていきたいと思います。

また、私は初めてなんですけども、茨城県の弁護士が今240人ぐらいいまして、まだ139件ということで、実際、全員がまだこの裁判員裁判をやってるという状況じゃないんです。複数回やっている弁護士もいまして、実際ちょっと統計はとっていないんですが、大体、多くて半分ぐらいしか経験した弁護士というのはいない状況です。なので今回、本日聞いた意見とかを踏まえて、弁護士内でもまた話し合って、今後の役に立てていきたいと思います。よろしくお願いします。

裁判官

裁判官の佐藤です。本日はよろしくお願いいたします。

水戸地裁の刑事部は、A合議体、B合議体という、二つの合議体、裁判体で裁判員裁判をやっています。そのうち、B合議体の裁判長をしております。 今回参加していただいた中では、裁判員の3番さんから6番さんまで、一緒に裁判をさせていただきました。その節は本当にどうもありがとうございました。

今回は、一人の犯人じゃなくて、複数の犯人の共犯事件の裁判員裁判を担当された方、あるいは一つの事件ではなくて、複数の事件の裁判員裁判を担当された方が、皆さんお越しいただいているというふうに聞いております。

初めて裁判員裁判をやるので、一人の犯人で、一人の事件というだけでももちろん大変なんですけども、複数のいわゆる共犯事件、あるいはたくさんの事件ということで、裁判員裁判を担当されたということで、もちろん初めてされるので、ほかの事件と単純には比較できないと思いますが、そのあたりのご苦労等、何か事件がたくさんあってわからなかったとか、そのあたりありましたら、忌憚ないご意見を本日聞かせていただきまして、できたら今後の執務に役立たせたいというふうに思っています。私も、ここに来るのは初めてで、皆さんと同じようにドキドキしておりますので、一緒に本当に話を聞きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

私も司会するのは初めてで、非常にドキドキしております。よろしくお願いいたします。私自身は、7番さんの事件だけですね。4月に参りましたので、7番さんの事件だけ担当させていただきました。

今,佐藤裁判官からお話ありましたように、いわゆる犯人が、被告人や悪いことをやった人が二人ある事件と、悪いことをやった行為が複数の事件というのが大きく今回分かれていて、1番さん、2番さんとか、5番さん、6番さんの事件は、被告人は一人なんだけども、いっぱい事件をやった。3番さん、4番さん、7番さんの事件は、犯人といわれるのが話の中に二人出てくるというところで、それぞれ数が多いですね。証拠も結構多くなっている事件のほうかなと思いますが、普通のいわゆる一人で1個だけやった事件ではないので、比べるのは難しいかと思いますけども、何か法廷の審理の中で印象に残った点、この人の話がすごく思い出に残っているとかそういう話でも結構ですので、一人ずつお話しいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

1番

私の場合は、一人の被告人が4件だったかな。その4件が全部、窃盗と強

姦等。夜、鍵がかかっていない部屋に入って。そういうわけですから、4件全部、証拠調べというのが、こうこうこういう形で侵入して、こういう形で強姦してっていうことを、そういう言い方しちゃ失礼ですけど、やっぱり判決出すのには何回も何回もしつこかった、と思ったんですよね。

だから、四日間終わった後、何かその聞いた話が頭の中でぐるぐる、ぐる ぐる。これが殺人だったら、若い娘に聞かせたくないっていうのが、もう一 番最初に思っちゃったですね。審理自体は、わからないってことはなかった し、それは問題ないですけどね。

裁判所って何か怖い感じしてたけど、敷居が大分低くなって、ああもう、 検察官さんも弁護士さんも若いなあ。こっちは年取って、うちの娘より若い じゃん、っていうような感じがもうすごく印象的でした。

2番

私は、この被告人一人に対して事件が6件あったということのほうの、区別というか説明はあったんですが、それを自分の頭の中で整理するのがちょっと時間かかったような気がします。そのくらいでしょうかね。

司会者

どの事件がどれの被害者だったかなというのがわかりづらくなったと。

2番

そうそう。出席した方は一番最初の事件の方だったでしょうかね, 法廷に 来てくれた方は。

司会者

証人ではなく、被害者さんですか。

2番

ええ,遮へい板で隠して出席してくださったんですけどね。その人のがインパクトがあって,ある程度つかめたけれど,後のほうの事件のあれはちょっとボヤーッとこう,雲がかかったような,ボヤーッとした感じ受けました。

司会者

やっぱり法廷で直にお会いするほうが印象が強いですか。

2番

そうですね。そんな感じしましたね。後の話は、こういうふうなことありました、ああいうようなことありましたっていうふうな、検事さんでしょうか説明がありましたけど、そういうのはちょっと流れちゃったような気がしますね、私の頭では。

でも、いろいろこんな法廷というか、ああいうところに参加させていただいて、いや、検事さんなんかもすてきでした。弁護士さんも皆さん、本格的でパリパリね、裁判長さんもやっていまして、いや、本当に生で見られてね、皆さん、ドラマで見るのとは違いました。

3番

法廷の中に、打ち合わせしている部屋と壁一枚離れて、法廷に入っていって、まずそこの雰囲気とか何ていうのか、建物はそんなに古くはないけども、緊張感、厳かさというか、そういうものをやっぱり感じました。

検事さんと弁護人の方の意見、当然、こっちは起訴するぞ、こっちは違うと。今回は否認の事件でしたので、そういう形があって、その中で被害者、また証人の人とか共犯と言われた方が来て、実際にいろいろ話をしてくれた。被告人の方も何かこう、「指さしてください」とかって、「こうですか」とかっていうときに、この手が震えていたりとかする、本当に生々しいものなんだなっていうのはありました。

まず、内容がどういう内容なのかということを、きちっとみんなで話をして整理していって最終的な結論というか結果を出していくっていうふうな、本当に日を追うごとにとか時間を追うというか、そこの法廷の中に入る回数を重ねるごとに、どんどん形が自分の中では見えてきたような感じがして、やっぱり物事というか何でもそうだとは思うんですけども、すぐ答えを見つ

けようとしても見つからなくて、こういう本当に時間をある程度かけて、みんなでいろいろ議論をしていくと、何か自分の納得できる答えが出るんだなっていうのを感じました。

司会者

3番さん、4番さんの事件は、被害者とされる女性の方と、その被害者に被告人と一緒にわいせつなことをしたと言われている犯人の方がいて、話のストーリーとしては、被害者さんの話と共犯者の話は合っているんだけど、被告人とこう対立していたと。そこをどっちを信用するかという感じの事件だったんですよね。

3番

そうですね。

司会者

その辺の難しさとか、どういう感じでしたか。

3番

やっぱり、何か、多分どっちも言い分はあったり、何か最初は、うそついているというよりは、何か本当に正直に言っていることが、受け取り方とかで違っているのかなとかというのも、最初から本気でうそつきに来ているのかどうかっていうのはわからなかったですけども、もう全くというか意見が違う。「やってる」、「やってない」とか、「触ってる」、「触ってない」みたいな話だったので、本当にその状況の証拠とか証人のお話とかそういうところで話を決めていくというのは、やっぱり難しいなと思いました。

司会者

3番さんが思う,難しいなと思う理由みたいなものって何かありますか。 ここを変えればもう少しわかりやすいみたいな。

3番

やっぱり白黒はっきり、「していない」とか「違う」って言われちゃうこと

ですね。ある程度、「やっているけど、」とかという話じゃなくて、もう「全く触っていません」とか「そういうこと、してません」って口で言われちゃうとあとは、もう我々はその現場にはいないので証拠は見えてないですね。ですので、ある程度そういう話とかに基づいて、ストーリーっていうか考えるっていうのかな、何かそういうところは難しかったですね。

4番

私どもも被告人、共犯者と二人いるっていうことで、最初は被告人は否認 していたもので、それがどういう、うそなのか本当なのかその辺は、見分け るのがやっぱり難しいっていうあれはありますね。

その共犯者の方の質問とか、あるいはそういうのを聞いていると、こっちのほうが正しいのかな、こっちが正しいのかなっていうのが大体わかってきますので、それに基づいて議論していろいろ決めてきたんですけども。

やってる途中で裁判所からの質問っていうのがあるんですけども、そのときに、裁判官の方から強い口調で質問が出たんですね。それにはちょっとびっくりして、テレビとかそういうので静かに話しているようなイメージしかなかったもので、強い口調で聞かれたんで、ああ、こういうことも裁判官の人は言うんだなあと思ってびっくりしたんですけども、それによって被告人が少し動揺したり、そういうことがありましたので、そういうのも大事なのかなと思って。

私らも質問したんですけども、軽く聞くだけでそういう問い詰めるとかそ ういうあれはちょっとできないんですけども、そういう裁判官のあれを見て、 いや、すごいなと思って、いい経験をしました。

司会者

私もこの事件,簡単な記録しか見てないんですけども,男女の話で,酒に 酔ったときの話で,かなり微妙な感じの事件なんですね。なかなか社会経験 が乏しい裁判官だけだと判断が難しいんじゃないかなと思うような事件だっ たと思いますけど,これは裁判員の方の中でやっぱりわかりやすい感じで受け取られていましたかね,事件としては。

4番

そうですね, 結構詳しく説明してくれましたので, 不明な点とかそういう ことはなかったですね。

裁判官の方みんなで説明してくれて、それを今度みんなで話し合ってやっていましたので、そんなにわかんないなっていうあればなかったですね。

司会者

ほかにもう一人, この人の話, 聞きたかったなとかそういうのはなかったですか。

4番

それはなかったですね。

司会者

ありがとうございます。

では、5番さんから。5番、6番さんの事件は、一人でいろんなことをやった事件ですね。

5番

私が担当したのは、被告人が一人で複数の事件をやっていて、複数の事件を起こしていて、それまででこの審理の内容がわかりにくかったとかというのは全く感じなくて、1個1個説明をされたというか。結構わかりやすく、私たちにもわかりやすく、こういうことですよみたいな説明をしていただけたので、一つ一つちゃんと考えることはできてました。

その起訴状の内容というか言葉で、結構きわどい言葉とかも出てきて、そ ういうのも読み上げなきゃいけないとか、そういうの思わなくて、何て言う んでしょう、一言一句全部言っていたので、ちょっと。

司会者

ちょっと聞いているのが恥ずかしくなるような。

5番

はい, 恥ずかしくなるっていうか, こんなことまで言っちゃうんだなとい うのはびっくりはしたんですけど。

司会者

審理,法廷へ入って,評議に入るまでの間に,わかりやすいっていう印象が皆さん多いんですけど,検察官,弁護人の活動だけでわかりやすくなってるのか,それとも裁判官がやっぱり補足して何か説明してくれるところでわかりやすくなってるのか,どうですかね。評議の秘密はあるとは思うんですけど,だいぶ裁判官のほうから説明してくれてわかりやすくなったっていうところがあれば、本当はそれはよくないと思うんですよね。

というのは、裁判官は審判役なので、やっぱり当事者同士できちんとわかりやすくしてもらうのが理想だとは思うので、その辺いかがですか。

5番

そのときの弁護人の方は、結構感情に訴えるような、演劇、そこまではいかないんですけど、何かボードを使って、「これはこうです。」みたいなですかね。それはわかりやすかったというか。

司会者

証拠を読み上げている内容自体はわかりやすい感じでしたか。

5番

それは、わかりやすかったですかね。

6番

私も5番さんと一緒の裁判だったんですけれど、事件がたくさんあったので証拠がたくさん出てきたり、自分なりにメモをしていてもちょっとわかりづらくなってきたところを、ちょっと言いづらいですけど、弁護士さんのボードよりは、検察官さんの手元に来た資料のほうがわかりやすく、自分のメ

モよりもわかりやすかったので、これはすごくよかったと思いました。

裁判員からも被告人に質問をするというのが、知らなかったので、初めて 裁判員になって知ったことだったので、直接するのはちょっと怖かったんで すけれども、自分の聞きたいことが直接聞けて、評議に自分で役立てました。

司会者

聞いてるだけよりも、直接に問いかけたところがわかりやすい感じでしたか。

6番

はい、裁判の流れではわからないようなところも、自分で聞けたので。

司会者

聞いて、疑問が解消できるっていうのが多かったですか。

6番

はい。

司会者

公判廷の審理に関して,検察官,弁護人の方で何か裁判員の方に質問等は ございますか。

検察官

まず、事件が多くあったというパターンの方なんですが、1番、2番、5番、6番の方になると思うんですが、わかりやすかったといった言葉いただいている部分もあったんですが、やっぱり、何か同じような事件がぐるぐる回ってしまうとか、という話があったかと思うんですね。そういったとこについて、何かもうちょっとこうやったらよかったんじゃないのかと、特に検察官に対してですね。もし、そういう点でお気づきの点がありましたら教えていただきたいんですが、何かございますでしょうか。

司会者

1番さん、2番さん、何か気付かれているところありますかね。

1番

私自身はというか、最初に紙を渡されて、1,2,3,4,ありますよね。 そのときは、何なんだ、これ。最初何が何だかわからないって感じだったんです。いっぱい書いてあって。窃盗が60件、「えっ、何をやるの。」って感じだったけど、実際、裁判始まってからは、特にこんがらがるっていうことはなかったけども、同じような事件ばかりだったと思っただけなんですけど。

2番

そうですよね。同じような事件で、少しずつ何かが違うんだよね、その内容が。文章で読んだときは、ああと思って、ある程度納得したつもりだったんですが、法廷に行って、それを検察の方に説明されたらば、そこ、何だか余りはっきりしなくなっちゃったような気がするんですよね。

そういうとき、きっとその最初に書いていただいた、1の事件、2、3、4、とあったでしょう。それをもう一回、何かで復唱しながら見ればよかったかなと思って、私自身ね。法廷に入る前に、証拠写真なんかも見せてもらったんですが、やっぱり似てるところがあるんですよね。だから、その辺がもうちょっとわかりやすくしてもらえれば、ちょっと違ったかなと思ってね。最初の質問のインパクトは強かったんですけどね、法廷に立った方のね、法廷っていうか証言台ですか。あの方のはあれだったんですけど、ちょっとこう流れていっちゃったんですね、私自身の頭からはね。

司会者

何個も事件ある間に、休憩みたいなのは入っていたんですか、証拠調べの 間。

2 番

休憩も入ったよね。でも,私らぐらいの年になるとね,なかなか頭にとど まんないんですよ,申しわけないんですけど。年齢のこともあるのかもしれ ないですけどね。もうちょっとこう,ザザザザーって,ザーザーサーってこ う書かれるんじゃなくって, もう少しそこら辺の工夫っていうのが必要かな と思うんですね。

検察官

何か事件のもっと、ちょっと特徴でしょうか。そういったところが、違い がわかるようにしたらいいんじゃないかと。

2 番

そうそう、皆同じようですものね。

司会者

関連事件は確かに同じような事件があるんですね、すごく。だんだんエスカレートする感じの事件だったんですが、その辺の関係でよりわかりやすくするために、何かここ変えたほうがいいんじゃないかとかがありましたら。

弁護士

今のに関連するんですけども、複数事件のある1,2と5,6の方にちょっとお聞きしたいんですけども、審理の時間としては、複数件やっているので長いと感じたのか、時間の長さとしては特に長いという意識はなかったのか、その点を伺います。

司会者

いかがですか。時間の関係は。

弁護士

長過ぎて疲れたとか。

1番

私自身は、そういうふうには思いませんでした。最初は同じ鍵がかかって ない夜中でも恐る恐るという感じで、それでだんだん大胆になっていって、 最後は、殺人はしなかったけど、致傷。私は別に、よかったと思います。

司会者

弁護士さんの質問で、時間がちょっと長くなったところとかないかって話

なんですけど、その関係はなかったですか。

5番

そうですね。

裁判官

聞いた限りの感想になりますけど、裁判官の質問が何かプロだと、多分御謙遜でおっしゃったと思いますけど、むしろ裁判官のほうが感情的になって聞いていたりとかそういうこともあったりして、我々も評議して、必ず裁判所で質問するときは休みをとって皆さんで相談してやっていて、その中では、自分ではちょっと聞きにくいけど、ということはこちらで引き取ったりしているんですけども、皆さん結構、「嫌よ、嫌よ」と言いながら、聞かれると、私たちが見ても十分ちゃんと聞かれて、むしろ裁判官よりはススッと答えてくださったりしていることもあるので、それはもう本当に皆さんからできるだけ聞いていただいたほうがいいなと、常に私、やるたびに思っているところでございます。

それと、ちょっと供述調書のところの検察官の説明よりも、やっぱり証人尋問のほうが印象に残ったという話がありまして、そこ、実は、昔は自白事件の場合は、供述証書だけで、証人の人は負担がかかるのでなるべく呼んでこないということをしていたんですけど、やっぱり実体的にどういう人かということも含めて見ていただく上では、証人の方にはすごく負担になるんですけど、できるだけ呼んできて話を聞いていただきたいということでやっているところです。

それと、もう一つなんですけど、かみ砕いて説明を裁判官がしたので、わかったという話をいただきまして、ありがたいところであるんですけど、我々がすごく気にしているところは、法律の解釈というところはもちろん裁判所が説明すべきところなんでしょうけども、どういう証拠を調べた、内容がどうだったかというところは、やっぱり検察官、弁護人がそれぞれ法廷で勝負

して説明するところなので、そこを、だから、こちらのほうになっちゃうと、 評議室で検察官、弁護人を助けていることになるんじゃないかということを 今すごく気にしていまして、できるだけ、そのあたりの説明がなくて、検察 官、弁護人ができるような形にできたらいいなというふうに思いました。

司会者

じゃ、次の話題の評議のところですね。お話を伺いたいと思います。ここは裁判官と裁判員だけの話なので、普通はちょっとブラックボックスになって評議の秘密みたいなところで言いづらいところがあるかと思います。だから、こういう場でないとなかなか聞けない話なので、裁判官として聞きたいのは、やっぱり十分に議論を尽くせたのかという点とか、自分の意見が言いやすい雰囲気だったのか。これは結構、裁判長のキャラクターにもよるとは思うんですけど、裁判官3人のスタンスとかも含めて、ここを変えてくれればもう少し言いやすくなったんじゃないかなとか、あるいは難しいところをこういうふうにしたほうがもっとわかりやすい評議、話し合いになったんじゃないかなというところを、覚えている限りで結構ですのでお話しいただけますでしょうか。お願いいたします。

1番

私の場合は、雰囲気は和やかで話しやすかったと思います。裁判長さんも、聞いているっていう感じで、余り自分の意見を押し出すわけじゃなかったし。ただ、一番最後に評決、あれ、じゃあどうしますかとなったときに、じゃ、1番の方からご意見をお願いしますって。結局は6人プラス2人ですか、8人しゃべりますよね。私5番だったんだけどね。1番の人が何か言いますよね。2番の人も言って、3番……。ちょっと刑、軽いんじゃないかなって、勝手に思っても、順番で来るというのは、後ろのほうはやっぱり前のほうに影響されると思うんですよ。やっぱりああいうときは、じゃあ、最後の評決は紙に書いて出してもらいましょうとかのほうが公平だろうと思うんですね。

やっぱりこっちは素人ですし、何か話聞いてると迷いますよね。だから、 最後の「あなたが判決に対して何年って思われるか」のときは、やっぱり口 じゃなくて、書いたほうがいいんじゃないかなと思いました。

7番

私もそう思います。

私もやっぱり、最初の裁判員の方たちとの評議とか、あと裁判長、裁判官の方、とてもいい雰囲気の中で、ちょっと言い過ぎちゃったかな、聞き過ぎちゃったかな、というようなことが多々あったんですね。やっぱりそういうふうに言いやすかったと私は思っています。雰囲気がね。上手にそのように持っていってくださったので、いろいろ聞きたいことは聞きましたので、そういう点では後悔がないです。

司会者

事件がいっぱいあって、だけど、刑は一つに決めなきゃいけないというところの説明の仕方とか、刑というのはこういう考えでやるんですよという説明があったとは思うんですけど、その辺、わかりやすかったですかね。どうでしたか。

2番

わかんないですよね。素人ですもんね。

だから、検事の方が何年、弁護士の方が何年っておっしゃったでしょう。 だから、それに基づいて、大体普通世間一般では、検事の方よりもちょっと 甘かったんですよ。弁護士さんがちょっと甘かったのね。検事のほうはちょっとあれだったですね。

司会者

やっぱりでも、検察官の意見、弁護人の意見も考えて判断した。

2番

そうですそうです。全然だって私たち素人だから、「何年にしますか」って

言われても, 想像つかないんだよね。本当に。

1番

資料をくれたでしょう。

2番

まあ資料もくれたけど。

1番

こういう事件は何年になっているというような。

2番

いただいたのはいただいたんですが、私は、検事さんとか弁護士さんの求 刑を聞いて、判断したんです。

司会者

じゃ, 3番さん。

3番

評議については、時間配分や雰囲気っていうのがありましたけど、時間は本当にちょうどよかったかなとは思いました。期間も1週間だっけ、月曜から金曜までで、16時とか16時半ぐらいで終わるような時間帯だったんですけども。

何か長いとも感じなかったし、短いとも感じなく、ちょうどよくて、ただ、 やっぱり家に帰ってくるとちょっと疲れてて、こう頭も完全に切りかえちゃ おうと思ったんですが、仕事のことを考えるとか、ちょっとプライベートの ことを考えるようにして切りかえようと思ったんですけど、やっぱり布団に 入ってもいろいろ考えちゃうんですね。

そういうのもありながら1週間,最後まで話してきたときに,同じ裁判員の人たちも,各意見がどんどんまとまってきたりとか。初めは何か余り乗り気じゃなさそうな人もいたような感じもしたんですけど,その人も「それは違う」みたいな感じで,こう,ガッと言ってきてくれたりとか,よかったと

いうか進んでいっている感じがしました。

いろいろ決めていく中についても、こっちにしろとかあっちにしろとかという話ではなかったので、一人一人がどう思えますかというようなことで、いろいろ何か細かな話から意見出ていって、それをみんなで拾って、どうしていくとかっていうことでやっていったので、余り自分が結果に不満があったとかっていう感じはなかったです。

司会者

4番さん。

4番

先ほど言ったんですけども、私の事件は共犯者がいた事件で、裁判が何か別々に行われたみたいで、一人の人はもう裁判が終わって、判決が出た人が参考人として来たんですね。その人がいろいろ聞かれて説明したんですけども、その人が説明する、もう自分は刑が決まってますから、確定はしていないんでしょうけど、決まっていますから、自分が有利になるとかそういうあれっていうのはないんでしょうけど、相手を不利にしようとかそういう心が働くんじゃないかなと思ったんですけども、そこら辺の見分け方がなかなか難しいですね。

みんなで評議やっていると、大体、こっちがうそついてんだなとかがわかってくるんですけども、そういう事件を担当しましたので、そういうことが 経験できてよかったなと思うんですけども。

あと、やっぱり刑の最終的な決め方なんですけども、どうしてもやっぱり 先ほど言われた方のように、求刑何年っていうと、それに基づいてやっぱり こっちでも考えちゃうんですね。あとは、最後に判例とか見て、こういう事 件の場合は大体このぐらいですよというのがあるので、それらに基づいてや っぱりそのぐらいなのかなというあれが働いちゃうんですね、どうしても。

だから、裁判員裁判ではないでしょうけど、そういう求刑がなくて、本当

に裁判員だけで事件の刑を決めるというあれがあってもいいんじゃないかな と思うんですけど、裁判ではそういうことでできないのかもしれないけども、 そういうことを思いました。

司会者

印象としては、求刑っていうのが枠みたいな感じで。

4番

そうですね, そこら辺に近づけないといけないのかなと, 思っちゃいますよね, どうしてもね。

司会者

何か評議のときに、裁判所のほうから量刑のグラフみたいなのは示しましたか。

4番

ああ、ありました。今までの判例でね。そういうのもやっぱり、その辺を 参考にということなので、そこにどうしても、その事件だとそこら辺に当て はまっちゃうんですね。最後は多数決ですから、どうしてもある程度のもの にまとまるんでしょうけども、そういう決める段階ではそういうふうに、そ こに誘導されちゃうっていうか、そこの求刑と判例のあれに傾いていっちゃ うんじゃないかなと思いますね。

司会者

じゃ, 5番さん。

5番

時間配分はとてもよかったと思います。途中の休憩もありましたし、朝、始まる時間もちょうどよい時間だったので、あと雰囲気も穏やかな感じ。もっとこう、空気が重いようなあれなのかなというイメージをしていたので、穏やかなのでよかったんですかね。

ただ、私個人になっちゃうんですけど、結構そのときの裁判員の方、結構

活発に意見を言う人が多かったんですね。それで、余り私自身はそんなしゃべりが得意ではないので、ちょっと押された感があった、ちょっと言いたいことが言えなかったところが少しあったのはちょっと悔いが残ったんですけど、全体的にやりやすいほうだったと思います。

司会者

求刑のグラフとかの感じはどうですか。

5番

グラフ、結構、これはいいです。参考になったというか。

司会者

やっぱりないと, なかなか。

5番

難しい。

司会者

そういうある程度の事件でどういう年数の判決が出ているというのは、事実なので、うそとかミスリードしているわけでないので、参考にはしていただいているというところがあって、誘導しているっていう、多分、その辺は全く裁判所としてはなくって、極端に、ほかの100人がこの範囲で量刑しているのに、自分だけこの枠から外れているっていうのは、先ほど意見ありましたけども、人から外れるってやっぱり何となく違和感があって、それは座りが悪いということにもなると思いますね。そういう観点で、ほかの事件で大体が同じような事件、大体どれぐらいの枠になっているのかというのを参考に見てもらってはいるんですけど。求刑の受け取り方っていうのは、人さまざまなんですがね。6番さんとかはいかがですか、評議全体の雰囲気も含めてで。

6番

雰囲気は想像以上に、皆さん素直に思ったことを活発に言い合って、自分

でも悔いがなく話し合いはできたと思っています。ただ、量刑を決める話し合いの時間は、個人的には、時間がもっと必要に感じました。

裁判を通して、裁判官には「気持ちを切りかえてください。持ち帰らないでください。」って言われてましたけど、量刑を決めるに当たっての大まかな道筋というかは、初日でも前日にでも言ってもらったほうが、逆に私は持ち帰って評議の時短になったかもしれないです。

司会者

争いがない事件だったら、早い段階で、この事件のゴールは刑を決めることなんです、というのが多分わかっていくので、なるべく早い時間に、早い段階に、「刑を決めるときにはこういうポイントに着目してください。」と。どういう悪いやり方やったかとか、どういう悪い結果が生じたか、そういうのをポイントをなるべく早目に指摘しなきゃいけないんじゃないかなと、今、裁判官としても思うようになってきたんですね。

昔は、「まずは証拠聞いてください。それで今日から話し合いです。」というところで、初めて「刑というのはこういうふうに考えているんですよ。」って説明しましたけど、そうすると、「いや、それを証拠聞く前に聞いてきたほうが、そういうポイントに耳が向く聞くはずだったのに、後から言ってもらってもちょっと遅いんじゃないか。」というのがあったので、今はだいぶ早目に説明するようにはしています。

評議について、7番さんいかがですか。評議ではいろんなことを話しましたね。

7番

はい。私は、時間も雰囲気もよかったと思います。また、ちょっと事件とは離れちゃったことも、仕事のこともベラベラしゃべっちゃって、すごく雰囲気がよかったと思います。

あと、さっき1番さんと2番さんが言ったように、刑の場合には、やっぱ

り紙に書いたほうがいいかと思いました。

司会者

やっぱり、順番で聞いていくと、言いづらい点があって、何かこう最終的に自分が結論を決めてしまうような立場になるって、やっぱりみんなどぎまぎするので、うちの裁判員のときには、重視したい項目、「自分でこの刑を決めるに当たって重視した項目を一人1個に1枚書いてください。」例えば、「やり方が非常にきわどかった。」とか、そこを注目したいとかというのを紙に書いて、ホワイトボードにみんなで張りつける。そうすると、結構みんな同じことを考えているんだなというのが、周りで見てわかったりするので、付箋のていうのはポストイットで、付箋紙法というのはやったりしています。

時間の関係もありますので、裁判員さんの負担、どれぐらいの負担なのかというところでお話をお伺いしたいのが、これは仕事を持たれる方とか家族との関係で、仕事の話ありましたけども、日程調整で苦労されたりとか、あるいは選任の日と実際に裁判が始まる日がくっついていたほうがいいのか、あいていたほうがいいのか、その辺についても率直なご意見で結構ですのでお話いただければと思いますが、いかがでしょうか。

1番

私の場合は、ただの主婦ですので、時間もあるし、好奇心もあったからいいですけど、そのほかの方は何らかの形で、みんな仕事についてらしたから、仕事を休んで来る、っていっても、その人その人によって違うでしょうけどね。誰でもっていう、希望者っていうと決まっちゃうかもしれませんけれど、私の思い違いかもしれませんけど、何か裁判員制度が始まったっていうとき、何となく聞いていた感じでは、秘密にしておかなきゃいけないとか、仕事を断ってでも出なきゃいけないとか、裁判員になるのを断ると何か罰があるみたいな、そういうのばっかり聞いていたから、何かえらい重たいものが始まったんだなあ。何も裁判なんていうのは、いわゆる法の関係者で、専門家で

やりゃあいいのにって思っていたんですよね。

自分がやってみて、いろんな裁判所っていうのが、そんな怖いところじゃなくって、身近には感じられたんですけど、ただ、誰でも裁判員になる機会があるっていえばいいんですけど、やらなきゃならないようなのってどうなのかなと、権利より義務的な感じが強く感じられるんですよね。だから、断りやすくしてほしいっていうのと、もう一つは、今言ったように、何だ、裁判員やるって大変なことっていうデメリットばかり気になっちゃって、やると、こういうことも勉強できるし、こういういいこともあるよっていうことをもっと明るい感じでアピールしてもらえると、やってもいいかなっていう感じになるんじゃないかなと思うんですけど。

2番

私は、選任されてから1週間後でしたかしら、10日後だったかな。

司会者

結構, 間あいていたんですか。

2番

あんまりあいてなかったんです。でも、やはり気持ちがそういうふうに高 ぶっているときに、こういうふうに来られてよかったと私は思っているんで す。あんまり間隔置かれちゃうと、気持ちがそういうのに乗らなくなっちゃ うと思うんですね。だから私は、時間的っていうか期間がそのくらいの間隔 でよかったかなと思っています。

司会者

例えば、選任の日に全体、この部屋に入って質問しますよね。あれ、午後 でしたか。

1番

午後でした。

2 番

午後だったよね。

司会者

例えば、午前中にその手続やって、もうその日の午後から法廷っていうの は。

2番

きついよね、きっとね。気持ちにやっぱりその用意がないもんね。

1番

ええ。

司会者

やっぱり連絡とかの関係で、少なくとも1日以上はあけた方が。

1番

1週間かそういう感じ。

2番

あのとき1週間ぐらいありましたよ。だから、時期的に1週間くらいでよかったかなって私は思うんですね。

それから、裁判員、私ら8人でやったでしょう。その中に若い、お勤めしている方もいらっしゃったんです。その人たちは、結局、会社にこういうわけで裁判員に選ばれたんだけどっていうふうなことで今度上司に話したんだけど、その知名度っていうのがあんまりないような気がするんですね。

お休みしなくちゃならないでしょう,四日間なら四日間ね。それに対して,違う会社の人は「いいよ。」って言ってくれたけど,もう片方の会社の人は「それ,何。」っていうふうに言われて,「なかなかお休みをとるのが,とりづらかったです。」って言ってた方いらっしゃったんですね。

ですから、その辺はもうちょっとPRっていうかさ、有給休暇っていうんですか、そういうふうなのを認めてくれる会社もあるし、いい顔されないっていう方もいらっしゃったんで、その辺ちょっと考える余地があるのかなと

思いました。

3番

ちょっと何点かあって、まず、選任の日に呼ばれたのが、80人とか100人ぐらいいたんですか、80人ぐらいかな。呼ばれて、その中から6人、8人とかっていう結果だったんですけど、これは何かもう少し絞れないのかなっていうのは思いました。例えば10人とか。

ある程度,事前の,何かいろいろ事前に2回ぐらい出してたりもするので, そこで絞れると,1日ぐらいなのでっていうところもあるんですけど,なか なかやっぱりその日に合わせるっていうのも難しいし,結構覚悟決めて行く ので,私は,宝くじみたいな確率かななんて言って,帰り,買ってきました けど。欲ないほど当たりますとかって,当たんなかったんですが。

結構覚悟決めて行って、あれは何か、やっぱりあそこに集まる人は結構も う本気で来ている人なのかなって。それで、「じゃ、さよなら」っていうのも、 まあ見学はさせてもらいましたけど、もう少し何かこう絞り込みってできな いかなというのは思いました。

あとは、職場のほうは、職場全体とかそういう人事とか労務とか、そういう部門のところはわかってて、手続もこうしてくれれば、特別休暇みたいのでできますよっていうことにはなっていて、そういうのは多分、裁判所のほうからもアナウンスとかポスターは、そういうことでされているんだと思うんですけど、やっぱり同僚に対しての配慮っていうか、結構前倒しでやれることだけはやっておくからとか、段どりどうするとかっていうことをやっていく。

要は、頑張ってきてねっていう感じじゃないけど、前向きに送り出しても らえればいいんですけど、何か向こうで自分の仕事の分、かぶっちゃってん のかななんてなると、集中できないかなっていうことです。そこは、多分ど うすることもできないのかもしれないんですけど、何か課題かなとは思いま した。

あとは、裁判員裁判を始めたときの趣旨というか目的みたいのは、あんまり私も勉強してなくてわからないんですが、いろいろ公平性を保つとか何かあるんですけど、自分が経験したところからすると、国民なんて言ったらあれですけど、人としてどうなのっていう何か、いろいろ自分のことに置きかえたり、何かいろんな決定をしていくっていうことで、自分の勉強になった気がしたんです。その辺も何か目的とか趣旨がはっきりと人に伝わっているのかどうかっていうのがあって、行かなくちゃだめとか何か義務みたいなとこばっかりが強調されちゃっていると、もっと何か違う広め方っていうか、そういうのもあるのかなっていうのは感じました。

4番

私がうちの会社では初めて裁判員になったということになったわけですけども、会社のほうもそういう決まりがなくて、有給にするか特別休暇にするかとそういうのがなかったので、私になって初めてそういうのを検討したみたいで、特別出勤扱いにするっていうことで、裁判員をやった人は、休んでも出勤になるという形に会社のほうで決めてくれたんですね。

だから、そういう面ではかなり、有給も使わないで済むし、出勤扱いでできましたので、これからそういうのが議論になって、ほかの人がやった場合にもそういう例ができましたので、よかったなと思っているんですけども。

あと、呼び出されてその日というとやっぱり、呼び出されたときは、まさか当たんないだろうと思っていますので、まさかそれが次の日からとか当日からってなったら、ちょっと仕事の関係がつかないので、最低でも1週間くらいあけてもらわないと、ほかの人に仕事を回したり、自分のやつ片づけたりしなくちゃならないので、やっぱり仕事を男の人でやっている人は1週間程度あけてもらわないと、難しいんじゃないかなと思うんですよね、仕事の面では。

私みたいな年上であまり大した仕事やっていなくてもそう思うので、本当 に若い人が中心になってやっているとこなんかは、そういうふうに感じられ るんじゃないかなと思いました。

司会者

制度が始まったときは、選ばれてから審理までが例えば1週間あると、その1週間の間ずっと、例えば殺人事件で選ばれたりすると、いろいろ考えこんじゃって、かえって疲れてしまうんじゃないかというのを心配していて、選任してすぐ審理やって、審理終わったらもう頭すっきりしてもらったほうがいいんじゃないかっていうほうの意見はあったんですけども、むしろやっぱり、それよりは仕事の割り振りとか段取りで期間とったほうがいいですかね。

4番

どうしてもやっぱり仕事している以上はね、その仕事を自分一人でやっている,単独でやっている仕事だったらいいんですけども、やっぱりほかの人にも自分の仕事をもらわなくちゃなんないっていうあれがあるので、そういう段取りするのにはやっぱり1週間くらいないと難しいですね。

5番

日程の調整、選任手続から1週間後ぐらいにやったんですけど、それでちょうどいい。その日に、となると何か、私たちは心の準備がじゃないですけれども、いきなりっていう感じに思えるので、ちょうど1週間ぐらいでもよかったですね。あと、その当時、私ちょっと体調崩して仕事をしてなかったので、特に日程調整が大変だったとかっていうのは全くなかったんですけど、やっぱり家庭を持ってる方とか。自分ももし家庭を持っていたら、ちょっと。あと、前もって日程来て、届きましたから、だから休みをとろうと思えば、とれましたかね。特に苦労したことはないです。

6番

裁判員に選任されてから裁判までの間,1週間。(「2週間だったかな」の声あり)私はちょっと短かったです。小さい職場なので,自分が休むとなると同僚に迷惑をかけてしまうので,ちょっと休みの調整をするのが難しかったです。家庭,子どもたちのこともあったりで。だから,日程がわかっていたのは何か月か前ですけど,選ばれてからが早かったかな。

司会者

何かここ変えたほうがもうちょっとたくさんの人が参加できるんじゃない かとか,ありますか。

7番

私の場合は、最初に通知が来たときに、子どもと主人のほうから、「あ、国からの仕事だ。受けたほうがいいよ。」って言われたんで、それでやってみようっていう気持ちでいましたから、時間とかこの雰囲気とかっていうのは、私はすごくよかったです。昔の言葉で、上げ膳据え膳っていうような感じで、すごく、さっき1番の方から出たかと思いますけど、「楽しかった」って。本当は不謹慎なんですけども、やっぱり私は経験して楽しかったし、いろんな経験できたっていうことで、すごくいいと思っています。

また、この裁判員のことも、うちの近所に郵便配達してる方がいるもので、こういうのが来たら、「これは一度経験したほうがいいよ。」って、「持っていったときに教えてあげてね。」って、そういうふうに一応みんなに言っています。事件の内容はあまり言わないんですけども、最高裁判所からの最初のやつ、「こういうので来るんだよ。」って、配達員の人とかみんなに今一所懸命PRしてます。

司会者

そうですね,これからやってもらう人に対して,いい制度だよっていうのは,本当にお感じであれば,アピールしてもらいたいなと思っていますので, 最後に,これから,裁判員やってもいいかなと思っている方の背中を押す, 後押しできるような何かメッセージがあれば、一言ずつで結構ですのでお話 いただけますでしょうか。

1番

まず、裁判所っていうのは、悪いことをした人が行くところで、関係ないところって思っていたのが、裁判所っていろんなことやってんだな。簡易裁判所とかもあるし。そして、傍聴っていつでもできるんだなとか、何も知らなかったんです。

やっぱり三権制ですかね、政治だけじゃなくて。法律にかかわる検事さんとか弁護士さんとか、テレビではよく見てるけれど、ああ、皆さん若い方が活躍されて。そういう意味で「とてもいい勉強にはなりますよ。」ということ。ただ、「扱う事件は結構凶悪な犯罪ですから、一応、それに対しての状況説明を聞くということは、覚悟してかかってください。」と。結局、だから、メリットとデメリットも浸透すればどうかなと思うんです。あと、やっぱりやりたい人が基本的にやったらいいんじゃないかなと、私自身は思います。

2番

私は、こういうふうな制度に参加させていただいて、自分ではよかったと思っているんです。いろいろなことに興味が持ててね。ぜひ、これからの人たちにも、守秘義務なんてそういう難しいことを最初の時点でお手紙出さないで、もうちょっとリラックスした、門を広げた感じで、ぜひ皆さんに参加してもらえればいいなと思っております。

3番

私も、やっぱり始める前まではかなり敷居が高いし、自分はあまり関係ないっていうふうに、別世界の話かなと思っていましたけど、やってみて本当に充実してたし、達成感もあったし、具体的に今どう活きてるっていうとなかなか難しいですけれども、やっぱり経験したことっていうのは、自分の中ではすごい大切なことだなと思っているので、ぜひ、やっぱりそういう機会

があれば、やってみたらどうでしょうかとは思います。

それで、ちょっと話は変わってしまうかもわかんないんですけども、この前終わったときに、記者会見のときにもちらっと話して、本当に裁判所の職員の人がえらい大変なんだよねって、これをするのが。何万人かのはがき管理して、送って、本当に我々に毎日のように電話かけてくれて、「こういう段取りになっていますよ」とか、こういう封筒も送ってくれてとか。来れば来たで、上げ膳据え膳じゃないですけど、本当にすごいやりやすいように動いてくれている人たちがいっぱいいて、この制度っていうのが成り立っているんだなっていうのはしみじみ思って。自分も仕事していて、自分の仕事ってどうなんだろうとかって考えながらやってるときに、やっぱり誰かに感謝されるとか何かそういうふうに思ってやれるといいんだよなと思いました。本当に敬意を表したいと思います。頑張ってください。

4番

私も経験してみて、いい経験したなと思うんですけども、それも事件によっては、後々まで自分の中に後遺症っていうかそういうのが残る人がいるんだとは思うんですね。そういう殺人事件だとか。その辺をどう判別するかっていうのが。最初に呼び出された段階でも、ある程度の事件のあれがわかりますので、その辺で自分で判断するしかないのかなと思うんですけども、ある程度経験してみて、それがよかったか悪かったっていうのが、やってみないとわかんないので、その辺が勧めていいものか悪いものかっていうのが難しいですね。

5番

今回の裁判員裁判に参加して、私はすごい、ためになったし、考えることはすごくいっぱいあって大変なんですけど、積極的に参加してほしいというか、手紙が来ても、えーっと思わずに、自分のためになるから進んでやってほしいかなっていうふうに思っています。

6番

みんなが裁判員に参加しやすくなるために考えたのは、知らないから不安 になってしまったり、敷居が高くなっていると思うので、メディアを通して もっと広げていくとか、裁判員の体験ができるとかはどうでしょう。

司会者

模擬裁判。

6番

模擬裁判とか, 夏休みに子どものそんな体験ができるとかはどうでしょう。

司会者

制度が始まって5年たっているんですけど、ちょうど始まる前のときにいろいろとやって、企業に訪問に行って、「こういうのやります。」とか、有給制度をなるべく広げてくださいとか、模擬裁判とかやってたんですけど、もう制度始まっちゃって大分安定してきているので、なかなかその熱意が若干薄れているところは裁判所としてもあるし、法曹関係者ももう一回ここできちんと、いいところっていうのはPRしなきゃいけないし、悪いところは改善しなくちゃと思っています。確か夏休みの模擬裁判という感じでやっていますので。

6番

やっているんですか。

司会者

やってるんです。子どもの模擬裁判みたいなので。それがPRできてないところがあって、これはマスコミの方にきちっと報道してもらわなきゃいけないところがありますね。

じゃ,7番さん,お願いします。これからなりたい,なってもいいかなっていう人に,こういう感じでいいよ,っていう何かメッセージみたいなもの。

7番

どう言ったらいいでしょう。

司会者

もう1回来たらなりますか。

7番

やります。一応主婦なんですけど、畑作りは一人でやってるんです。結構 家庭菜園じゃないんですよ。だから結構あれなんですけど、でも、やっぱり 経験したいです。

司会者

やっぱりいろんな方に経験してもらいたいっていうことですかね。

本日参加していただいた方も、ご家庭とか会社で、いいよ、いい制度だよっていうのをできればPRしていただければと思います。

ちょっと時間が押していますので、マスコミの方のほうから質問があれば お願いいたします。いかがでしょうか。

朝日新聞

本日は貴重なお話を聞かせていただいてありがとうございました。皆さんの貴重なお話の中で、判決を下す上での良心のいかん、何年を懲役10年とか8年がいいと思うとかおっしゃったときに、何か自分の良心とかそういうところで悩んだ場面とかはありましたでしょうか。そういうふうに思われた方がいらっしゃいましたら、おっしゃっていただければ幸いです。

司会者

もうちょっと具体的にどういう。良心っていうのは、自分の。

朝日新聞

自分の中で、相手の被告人の方のやっぱり一生にかかわる部分っていうのを、一生にかかわる10年なり8年なり、何年かを、裁判員の方は決めるわけじゃないですか。そこで、本当にこれでいいのかなとかそういった葛藤みたいなものがあったとしたら、そういうものを感じられた方がいらっしゃっ

たら教えていただければ幸いです。

司会者

話せる範囲で結構なんですが、何か悩まれたとか、発言してもいい方っていらっしゃいますかね。

1番

悩んだんじゃないですけど、私の裁判の場合は11年だったんですけど、新聞読みますよね。そうすると、いろんな事件が起きて、裁判員裁判の事件っていって、「この人は何やって、えっ、この人、これで6年。」とか出ていますよね。今になって、あれって重いのかな。いや、やっぱりあれらは……、わかりますか。結局、今になって自分が出したときの判決の年数を顧みて、新聞読みながら、ちょっと考えるときはあります。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方,いかがですか。刑期を考えるというと難しいという話ありましたけれども,何か結構悩んだとか,その反省とかどうですか。

3 番

当然,何か人の人生の中の一部分をどうにか決めちゃうということなので、そういう考えはありますけども、ただ、やっぱりそのためにその1週間、この6人とか8人で、あと裁判官の方も含めていろいろ積み上げていった。最後は本当に結果なので、それは、もうこういう制度でありますし、そんなの言いたくないとか,人のこと決めたくないとかというのは言えないのかなと思って、なので気持ちとしては、おっしゃっていることもわかりますけども、納得はして、やっていました。

7番

私の場合は、検察官の方のほうから懲役っていうのは出ていましたので、 それよりも軽くなったので、別に刑を決めたっていうわけじゃなくて、ああ、 裁判官の人のほうがもっと重大なことをやっているんだなと思いまして、自 分はその何年っていうのを書きましたけども、それでよかったと思っていま す。

司会者

話し合った結果, すっきりしましたかね。話し合って, すっきりした感じ はありましたか。刑, 決めたときに。

7番

そうですね,「12年」が「8年」になって,「10年」が「7年半」って決まって,その方は服役していますから。やっぱり検察官の人のほうが決めたものを低くしているんですから,だから,そこはすごく気にはなりませんでした。ただ、出てきたときに頑張ってほしいという気持ちだけです。

司会者

ほかの質問,いかがですか。

茨城新聞

皆さん, 貴重な話をありがとうございます。。

選任から裁判が始まるまでに1週間程度置くのはよかったっていう話を皆 さんされていたと思うんですけども、それっていうのは、1週間は最低必要 だというふうにお考えということですかね。

司会者

どういった感じですか。1週間ぐらいがいいんじゃないかっていう感じの 方が多いですかね。

茨城新聞

仕事なされている方だと、調整があるとかおっしゃっていたと思うんですけども、1週間程度は必要だということですかね。

司会者

その日だと短いし、翌日とかでもきついでしょう。

1番

私は別に仕事もしてないから、時間的にはその日だって大丈夫だけど、やっぱり、とにかく裁判員になった。へ一、裁判員の候補になったんだって、さらっと見ましたよね。でも、この中から本当にわずかな人しかなんないのよねって感じで、そんなにまじめに見てませんでしたよね。それで、今度選任になった。あら、ここまで来ちゃった。でも、多分、なんないわよねって。

実際なったら、一生懸命、前にもらった資料を持ち出して、見方が変わる んですよ。覚悟が要るんですよ。あ、私、こんなものになっちゃったって。 やっぱりその勉強するのに2週間は要ります。

2番

質問とはまた別なんですが、こういうふうに、私は1月の下旬なんですね、この裁判員裁判に参加させてもらったとき。事件も細かい内容は薄れてきているところも多々あるんですが、毎日ではないんですが、ときどきやっぱり思いますね。この被告人はあの刑で満足だったんだろうか、家族の人はどうだったんだろうかとか、そういうことがやっぱり現在思い出されますね。あれでよかったのかなあってそういうふうな気持ちは今もあります。

だから、重いって言えば重いかもしれないんですが、そういうものをやっぱり責任が伴うことなのかなあなんて思いました。気になって、いろんなこと思い出しますものね、家族のこととか、法廷の場面場面がね。

だから、そういうふうな責任も、やっぱり裁判の経験するということは、 そういうのも伴うことなのかななんて今しみじみ思っています。

司会者

ほかの質問はいかがですか。

毎日新聞

評議のテーマのときに、4番さんの、どうしても求刑の枠組にちょっと量 刑を考えてしまうとおっしゃっていたんでしょうけれども、論告とそれ終わ ったときにどうしても量刑を考えてしまうということなんですけれども,今, 全体の話が終わってみて,改めてどうしてほしいとか要望とか,方法,改善 点というのがあれば教えていただきたいんですけれども。

4番

要望としたら、検察の求刑なしでやってみたいというか、やってみたらいいんじゃないかなと思いますけども、実際そういうことが難しいと思うんですね。求刑なしで裁判員とあれで、どのぐらいのそういうあれが出るのか、 実際知りたいと思いますね。

司会者

何か, 意見とかコメントありませんか。

検察官

求刑についてのいろんなご意見が出たので、とても参考になりました。なかなか難しい問題だと思うんですが、まず、こちらも求刑決めるのって、ものすごく悩んでいまして、もちろん事件について、起訴するのかどうなのかも一応悩むんですけども、求刑をどうしたらいいのかっていうのは、本当にいろんなことを考えて、悩みながらやっております。

そして、我々が求刑をする趣旨というのは、やっぱり先ほど判例とかグラフとかって話が出ていますが、そちらとやっぱり余りにもバランスを欠いてはよくないのではないかということを、我々はちょっと、特定の人の代理人ということではないんですが、社会の公益というものがあると思うんです。そこを代表する立場から求刑をするということをしております。

それについて、いろいろ受けとめ方があるという話があったので、これは 非常に参考になりましたので、これを持ち帰って、こんな話題が出ましたよ ということを情報共有したいなというふうに思います。

司会者

ほかに質問ございますか。裁判員の方に聞いてみたいところでございまし

たら。

茨城新聞

何人かの話で、例えば、裁判を終えて自宅に帰った後に、何かその事件のことを考えたりとか、もしくは先ほどあったようにも、裁判が終わった後に何か月か経った後でも、あの被告はどうなったんだろうなとか、そういうように考えることはあったというお話だったと思うんですけども、そういったことは裁判員の方たちにとっては負担ではなかったのかっていう点についてちょっとお伺いしたいんですけども。

司会者

2番さんが、そっちの話されていましたけど。

2番

負担っていうのではないんでしょうけど、そういうのは頭にありますよね。 被告人は刑に服して元気でやっているんだろうか、家族の方はどうなのかし らとか、この被害者の女の方ね。その人たちは精神的に立ち直って元気で過 ごしているのかしら、なんてそういうことは思いますけど、それほど負担で はなかったし、こういうふうなことを経験できてよかったっていうことです。

司会者

ほかの方,いかがですかね。それを思い出し、事件って、初めて経験されることなので、思い出されることはあると思うんですよね。

2番

そういうのの結果っていうのは、お知らせ、ないんですか。結果っていうか、被告の方が服役していますよ、とか、1回くらいあってもいいかなと思って。「裁判所のほうに連絡ください。」って言っても、なかなかちょっと電話できないんですよね。

司会者

判決をして。

2番

上告したのかしら。

司会者

控訴したかどうかは、尋ねていただければお答えします。

聞きづらいっていうことないので、裁判所のほうにお電話いただければ。 これは皆さん心配だと思うんですよね。

2番

そうですね。心配だよね。

司会者

ほかはいかがですか。

司会者

じゃ, そろそろ時間ですので, 本日の意見交換会は, これで終了させてい ただきます。

皆様方にいろんな意見,本当に想像以上にいろんな意見いただきまして, 本当に参考になりました。

検察官,弁護人と,本日の話を裁判所を含めて,よりよい制度にしていき たいと思いますので,勉強になりました。ありがとうございました。

裁判官

本日は、本当にどうもありがとうございました。特に、私と一緒に裁判員裁判をされた方はだいぶ遠慮がちに、優しく、多分、言ってくださったと思います。裁判員が開始するに当たって、模擬裁判をたくさんやったりとか、できるだけ裁判員の方に負担がないように想像してきたつもりですが、今日の話を聞いて、証拠調べの仕方もそうですし、評議のあり方もそうですし、日程調整、事後の心のケアの話、最終的には、広報全体が足りないのではないかという話で、なかなか、まだ精進が足りないなと思っています。こうやって、時間をとって、お聞かせいただいた件は、無駄にしないように、裁判

所自体,一所懸命これからも,先ほど,どういうことができるのかという話があって,多分,小手先の特効薬はないと思います。一つ一つを地道にやって,自分たちだけではなく,検察官,弁護人,強く働きかけながら法曹三者で,できるだけ負担がないようにやっていきたいと思います。本日は,どうもありがとうございました。

司会者

これで、意見交換会を終わらせていただきます。本当に、ありがとうございました。